

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	多良木町 子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、子どものための教育・保育給付費に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

多良木町長

公表日

令和3年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	
②事務の概要	・保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を有するものである。児童福祉法39条は、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行うという保育所の目的を規定している。これに伴って、町村では、政令で定める基準に従い条例で定めたところにより保育に欠けると認める児童については、保護者から申込があったときは、保育所において保育しなければならないと定められていることから入所など全般に伴う事務。 ①保育所(園)の認定申請申込受付及び資格確認 ②保育所(園)認定決定及び通知(町民税の課税状況確認など) ③認定決定に伴う保育料の決定及び通知 ④入所後の保育料の納入状況等の確認 ⑤保育料未納者に督促状及び催告書などの発送 ⑥滞納保育料の徴収及び滞納整理業務 ⑦保育料の収入及び返還等の管理業務 ⑧その他	
③システムの名称	子ども・子育て支援	
2. 特定個人情報ファイル名		
保育所(園)入所者情報ファイル、同居者情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第94項 市町村長 「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条関係 別表2第116項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	多良木町 福祉課	
②所属長の役職名	福祉課長のみ	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]